

令和7年第4回（9月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第99号	上越市ろばた館条例の一部改正について	農村振興課	1～3
議案第92号	令和7年度上越市一般会計補正予算(第3号)	農林水産整備課	4～5

所 管 委 員 会	農 業 建 設 常 任 委 員 会
関 係 案 件	議 案 第 9 9 号
提 出 課	農 村 振 興 課

上越市ろばた館条例の一部改正について

1 改正理由

現在、利用を休止している浴室の供用を廃止し、新たに調理室及びふれあいホールを整備し供用を開始するもの

2 改正内容

- (1) 浴室を削り、調理室及びふれあいホールを加える。（第3条関係）
- (2) 利用時間及び休館日を変更する。（第4条、第5条関係）
- (3) 調理室及びふれあいホールの使用料を設定し、浴室の回数利用券を廃止する。（第9条、第11条、別表第1、別表第2関係）

3 施行期日

令和7年10月1日

4 上越市ろばた館条例改正案新旧対照表

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（施設） 第3条 略 （削除） <u>(1)～(4)</u> 略 <u>(5) 調理室</u> <u>(6) ふれあいホール</u> （追加） <u>(7)</u> 略 （利用時間） 第4条 ろばた館の利用時間は、午前9時から午後9時_____までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 （休館日） 第5条 ろばた館の休館日は、<u>12月29日から翌年1月3日まで</u>とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。	（施設） 第3条 略 <u>(1) 浴室</u> <u>(2)～(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 （利用時間） 第4条 ろばた館の利用時間は、午前9時から午後9時<u>（火曜日から木曜日までにあつては、午後7時）</u>までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 （休館日） 第5条 ろばた館の休館日は、<u>次のとおり</u>_____とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 <u>(1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</u>

改正案

(削除)

(使用料等)

第 9 条 第 7 条第 1 項の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。

(削除)

(削除)

(使用料等の還付)

第 1 1 条 納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、還付することができる。

別表（第 9 条関係）

施設名等	単位	使用料
会議室	1 時間につき	5 9 0 円
研修室		1 6 0 円
生活実習室		3 8 0 円
生きがい創造室		2 4 0 円
調理室		3 2 0 円
ふれあいホール		1, 2 7 0 円

備考

1 営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の 2 0 0 パーセントの額とする。

2 ふれあいホールを占有して利用する場合で利用する面積が全体の 2 分の 1 以下であるときの使用料は、定額使用料の 5 0 パーセントの額（1 0 円未満は切上げ）とする。

3 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

改正前

に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

(使用料等)

第 9 条 第 7 条第 1 項の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、別表第 1 に定める使用料を利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。

2 市長は、利用者の利便に資するため、浴室の回数利用券（以下「回数利用券」という。）を発行することができる。

3 回数利用券の料金は、別表第 2 に定める額とする。

(使用料等の還付)

第 1 1 条 納付した使用料及び回数利用券の料金は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、還付することができる。

別表第 1（第 9 条関係）

施設名等		単位	使用料
浴室	中学生以上	1 人につき	4 5 0 円
	小学生		3 0 0 円
	3 歳以上の未就学児		1 6 0 円
会議室		1 時間につき	5 9 0 円
研修室			1 6 0 円
生活実習室			3 8 0 円
生きがい創造室			2 4 0 円

備考

1 3 歳未満の乳幼児の浴室の利用は、無料とする。

2 施設（浴室を除く。備考 3 において同じ。）を営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の 2 0 0 パーセントの額とする。

3 施設の利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

改正案	改正前										
	別表第2（第9条関係） <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>料金</th></tr><tr><td>中学生以上</td><td rowspan="3">12枚つ ぶり</td><td>4,700円</td></tr><tr><td>小学生</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>3歳以上の未就 学児</td><td>1,600円</td></tr></table>	区分	単位	料金	中学生以上	12枚つ ぶり	4,700円	小学生	3,100円	3歳以上の未就 学児	1,600円
区分	単位	料金									
中学生以上	12枚つ ぶり	4,700円									
小学生		3,100円									
3歳以上の未就 学児		1,600円									

<参考>施設の概要

施設名称	上越市ろばた館
所在地	上越市名立区西蒲生田 155 番地
構造	鉄骨造 2 階建
延床面積	985.00 m ²
敷地面積	4,746.33 m ²
施設機能 (改正前)	浴室、会議室、研修室、生活実習室、生きがい創造室ほか
(改正後)	会議室、研修室、生活実習室、生きがい創造室、調理室、ふれあいホール ほか
設置年度	平成7年度
設置目的	地域の生活環境の改善及び活性化を図り、市民の福祉の向上に資するため、地域活性化施設を設置する。

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 9 2 号
提 出 課	農林水産整備課

歳出科目（P 16～P 19）	6 款 1 項 5 目	農地費
-----------------	-------------	-----

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
農業用施設等維持管理費	982, 478	25, 000	1, 007, 478

主 な 補 正 財 源	主 な 経 費
一般財源 25, 000	負担金補助及び交付金 25, 000

【補正理由】

今夏において干天が続いたことにより、中山間地域を中心に農作業に必要な用水が不足したことを踏まえ、次年度以降の耕作に備え、農業者等が実施する簡易貯留施設の整備及びため池の維持修繕に係る費用を支援するための経費を増額するもの

【補正内容】

○簡易貯留施設整備・ため池維持修繕事業補助金 25, 000

事業区分	簡易貯留施設整備	ため池維持修繕
対象者	農業者、農業法人、町内会、農家組合、用水組合、土地改良区（ため池維持修繕のみ）	
対象地区	土地改良区が管轄するかん水区域外	市内全域
対象	簡易貯留施設の新設	既存ため池の維持修繕
補助率	1/2	
補助金 （上限額）	1, 000 千円／箇所	500 千円／箇所
補正額	25, 000	

歳出科目（P20～P21）	11 款 1 項 1 目	農地、農業用施設災害復旧費
---------------	--------------	---------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農地、農業用施設災害復旧費	67,532	130,650	198,182

主な補正財源	主な経費
一般財源 130,650	負担金補助及び交付金 130,650

【補正理由】

今夏の農地渇水により発生した、水田における干ばつ被害の復旧を支援するための経費を増額するもの

【補正内容】

○干ばつ災害水田復旧事業補助金 130,650

（実施内容）

- ・対象者：農地の団地代表者（町内会、農家組合等）
- ・補助要件：亀裂の深さが田面から 20 cm 以上で耕盤が破壊（保水能力が低下）され、水田一筆に複数か所の亀裂が生じているもの
- ・対象経費：積算基準に基づき定める額又は対象者が支出した額のいずれか低い額
- ・補助率：65/100
- ・復旧面積：300ha（見込）
- ※参考 令和 5 年度復旧面積 165ha
平成 30 年度復旧面積 53ha

（歳出）

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金 干ばつ災害水田復旧事業補助金	0	130,650	130,650

○被害状況



〔浦川原区坪野地内〕



〔大島区田麦地内〕